

令和7年6月24日 消費者安全調査委員会

「住宅の窓及びベランダからの子ども転落事故」報告書及び、消費者安全法第33条の規定に基づく意見の公表

「子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅を普及させるため、住宅を供給する事業者等に対して、**ガイドラインの普及**、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する**支援等の施策**を講ずること。」

令和7年6月27日 国土交通省建築指導課・参事官(マンション・賃貸担当)

「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について」の発出

都道府県(国住指 第138号 国住参マ第107号)及び関係団体(国住指 第139号 国住参マ第108号)へ、**事業者に対して**子ども転落へ下記の取組を周知するよう依頼を行った。

1. 「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」の周知について
国土技術政策総合研究所が公表している「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」の中で、子どもの窓・ベランダからの転落防止に関する事項について周知を依頼した。
2. 「子育て支援型共同住宅推進事業」の周知について
「子育て支援型共同住宅推進事業」において、子どもの事故防止に資する設備にも使用可能な旨の周知を依頼した。
3. 住宅の窓及びベランダからの子どもの転落の防止に資する各種ツールの活用について
消費者安全調査委員会の作成した、子どもの転落防止に資する動画及びチェックリストも活用するよう周知を依頼した。

令和8年5月27日 第164回 消費者安全調査委員会

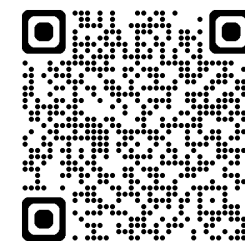
取組状況のフォローアップが実施され、委員より「**管理組合の総会や、回覧などで個々人へ伝わるように**」と意見がなされた。

令和8年7月14日、16日 国土交通省建築指導課・参事官(マンション・賃貸担当)

「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について(再周知)」の発出

都道府県(国住指 第222号 国住参マ第129号)及び関係団体(国住指 第238号 国住参マ第135号)へ、**住民に対して**子ども転落へ下記の取組を周知するよう依頼を行った。

1. 「子どもの転落事故防止のためのチェックリストの活用について」
消費者安全調査委員会の作成した、チェックリストを自治体HPや広報誌、管理組合の総会や掲示板での周知を依頼した。
2. ガイドラインの周知について
国土技術政策総合研究所が公表している「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン」について、上記と同様な周知を依頼した。



経緯を取りまとめたHP
(消費者安全調査委員会)

○子育て世帯にとって安全・安心で快適な住まいや居住環境について、配慮すべきテーマや配慮事項のポイント、配慮事項に係る整備内容・水準を紹介しており、配慮すべきテーマの一つに、「バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止」を位置付けている。

基本的視点

【視点1】子どもや妊婦にとって安全・安心な環境

子育て中の住宅内での事故リスクを軽減し、防犯性や交通安全性、災害安全性等を備えた、安全で安心できる住まい

【視点2】子どもの健やかな成長を支える環境

子どもの健康や学習、地域との交流等、子どもの健やかな成長(子育て)を支える住まい

【視点3】快適に子育てできる環境

子育てで負担が増す家事や片付け、気遣い等、日頃のストレスを軽減するための対応や、買い物の利便性等を備えた、快適な子育てを支える住まい

【視点4】親が快適に暮らせる環境

子育て中の親が、日常生活の中でくつろぎやゆとりを持つことができる、個人としての快適な暮らしを支える住まい

+

基本性能

住宅として満たすことが求められる基本性能
(耐震性能、防火性能、省エネ性能)

計画的視点

【視点1-1】住宅内での事故の防止

子ども、特に乳幼児の家庭内事故の発生割合は高く、住宅内は子どもにとって様々な危険にさらされている

【視点1-2】子どもの様子の見守り

家事をしている隙に子どもの姿が見えなくなると事故が起きていないか心配になる

【視点1-3】不審者の侵入防止

子どもの日常生活の安全のためには、不審者の侵入による犯罪発生を防ぐことが不可欠である

【視点1-4】子どもの外出の安全・安心

子どもが育つための外部環境も、車や犯罪などの様々な危険にさらされている

【視点1-5】災害への備え

自然災害の発生時には、子どもは避難や避難生活をするうえでの弱者になりやすい

配慮すべきテーマ

【テーマ(1)】衝突による事故を防止する

【テーマ(2)】転倒による事故を防止する

【テーマ(3)】転落による事故を防止する

【テーマ(3)-1】

バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

【テーマ(3)-2】

階段からの転落の防止

【テーマ(4)】ドアでの指つめ・指はさみを防止する

【テーマ(5)】危険な場所への進入や閉じ込みを防止する

【テーマ(6)】感電や火傷を防止する

配慮事項のポイント／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

必要性・重要性

- ひとり歩きができるようになる幼児前期の子どもや、好奇心が旺盛な幼児後期の子どもは、バルコニーや高所の窓・廊下等から転落してしまい、重大事故に至る危険性がある。
- バルコニー・窓・廊下等の手すりには、転落事故を防止するための工夫が求められる。

対応する子どもの年齢期

乳児期～小学生低学年

配慮事項のポイント

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

- バルコニーや廊下（開放されている側に限る。）に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔、手すりと床面との隙間など）とする。
- 手すりをまたぐ足がかりとならない安全な位置に、室外機置場・資源用ゴミ箱等の設置スペースを確保する。
- バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造の錠とする（ダイヤル錠、補助錠の設置など）。
- 2階以上の窓には転落の防止に効果的な手すりを設ける（手すりの高さ、間隔、手すりと窓台との隙間など）。

〈共用部分（共同住宅）〉

- 共用廊下に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造とする（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔など）。



バルコニーの転落防止に配慮された手すり



手すりは転落の防止に効果的な構造とする

バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

空間別の主な配慮事項【バルコニー（共同住宅）】（抜粋）

配慮事項に係る整備内容・水準／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

バルコニー

手すりを転落の防止に効果的な構造とする

○ 手すりの構造に配慮する

- 足がかりのない形状とする
- 腰壁等(※腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分)の高さに合わせた高さに設置する

	腰壁等の頂部と床面等(※床面又は式台)との距離の小さい方		
	300mm未満	300mm～650mm未満	650mm以上
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁等から800mm	床面等から1100mm以上

→ 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔	手すり最下部とバルコニー床面の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

日本住宅性能表示基準・評価基準
[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の手すりに関する評価基準において
等級5以上に相当

○ 子ども(幼児等)のよじ登りを防ぐ

- 手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的

安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

○ 室外機や資源用ゴミ箱等が子どもがバルコニーをよじ登る足がかりにならないようにする

- 手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する
- 十分な距離を確保できない場合は室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う

窓・窓サッシ

転落の防止に効果的な手すりを設ける(2階以上の窓の場合)

○ 乗り越え等を防止する手すり(柵)を設置する

- 窓台等(※窓台その他足がかりになるおそれのある部分)の高さに合わせた高さに手すり(柵)を設置する

	窓台等の高さが650mm～800mm未満	腰壁、窓台等の足がかりになる部分がある場合
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁、窓台等から800mm

→ 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔 窓台等(高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分	手すり最下部と窓台の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

日本住宅性能表示基準・評価基準
[9-1 高齢者等配慮対策(専用部分)]の段差に関する評価基準において
等級2以上に相当

バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

○ 以下のクレセント錠を用いる

- ダイヤル錠の設置
- 手の届かない位置への補助錠の設置
※一般的には床上1,500mm程度以上の高さが想定される

※バルコニー、窓以外にも、廊下、階段について、手すりに関する基準あり

子育て支援型共同住宅推進事業

事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、子供の安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置を支援することで、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

事業の概要

○ 補助対象となる共同住宅

- ・ 賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○ 補助内容

- ① 「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限100万/戸）
- ② 「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は①～⑯の項目の全ての実施が必須／改修は「⑥転落防止の手すり等の設置」の事項の実施が必須。

目的		取組事項（補助対象）
視点	配慮テーマ	
住宅内での事故防止	衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	転落による事故を防止する	⑥ 転落防止の手すり等の設置
	ドアや窓での指つま・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
	危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置
	感電や火傷を防止する	⑩ シャッター付コンセント等の設置 ⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、リモースト式水栓等の設置 ⑫ チャイルドロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
	子どもの様子の見守り	⑬ 対面形式のキッチンの設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）
不審者の侵入防止	不審者の侵入を防止する	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置
		⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事
		⑲ 避難動線確保工事
災害への備え	災害時の避難経路の安全を確保する	⑲ 避難動線確保工事
防犯安心性の確保		⑳ 宅配ボックスの設置

※ 宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である共同住宅の改修に限る。

※ 宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率に乘じた額とし、補助額は50万円／棟

補助対象のイメージ

● 子どもの安全確保に資する設備

浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



● 交流を促す施設

交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



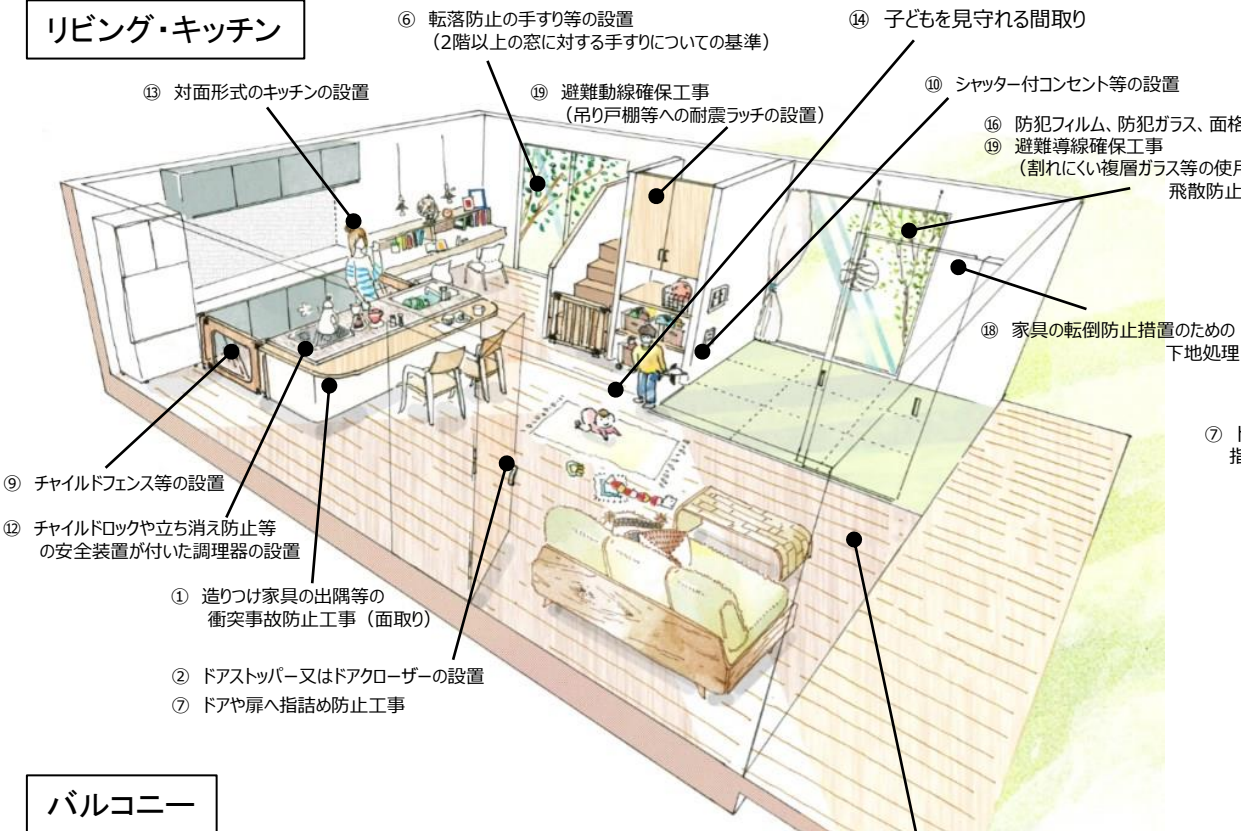
居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち1項目以上を実施／新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

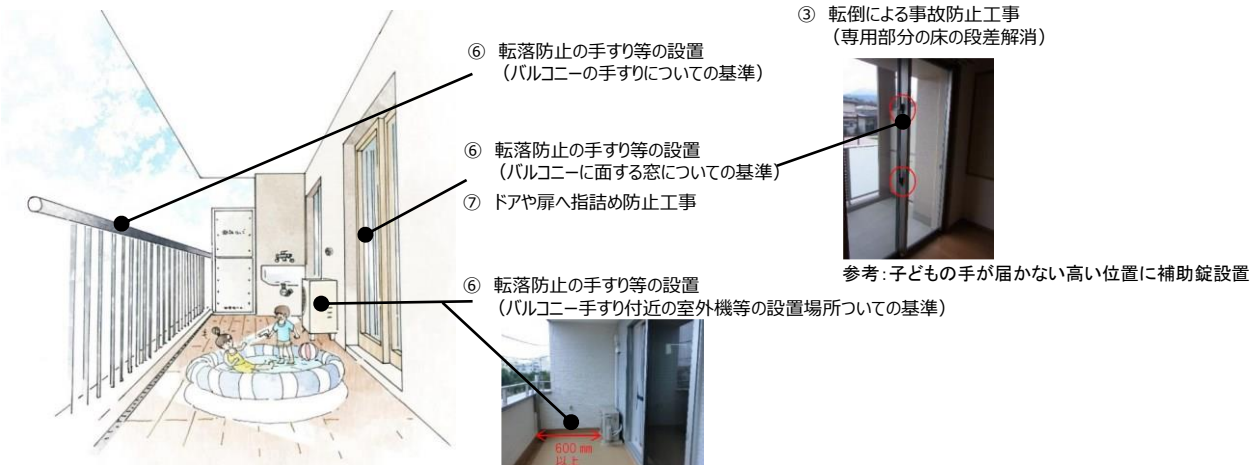
取組事項（補助対象）
㉑ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置
㉒ プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置
㉓ 家庭菜園の設置
㉔ 交流用ベンチの設置

「子どもの安全確保に資する設備の設置」整備イメージ

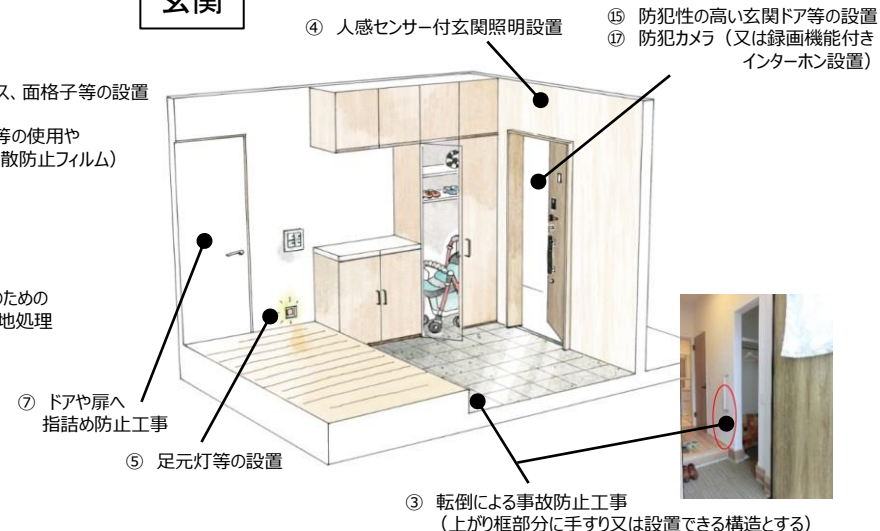
リビング・キッチン



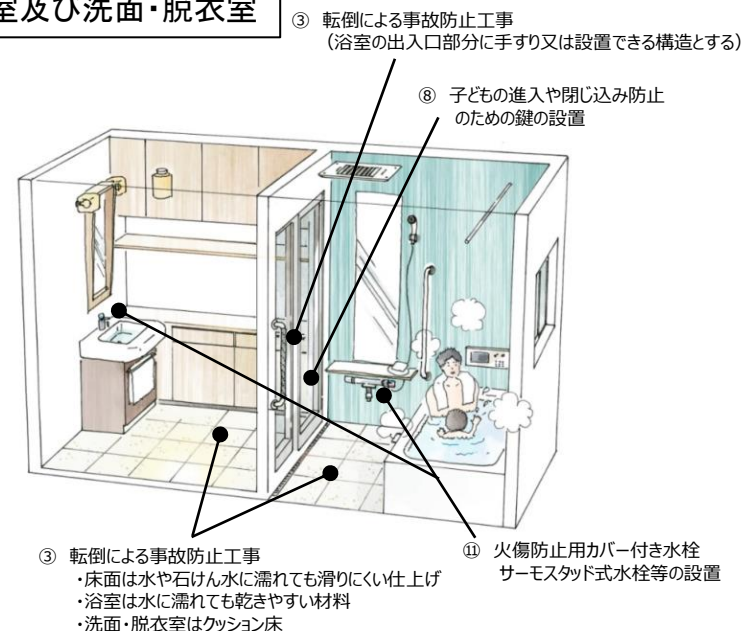
バルコニー



玄関



浴室及び洗面・脱衣室



「子どもの転落事故」防止のためのチェックリスト

今すぐ点検！ 危ない箇所はありませんか？

窓のチェックポイント

☑ 窓の近くに家具が置かれている。

✕ 悪い例

腰窓

ソファあり



○ 良い例

腰窓

物が置かれていない



☑ 窓の鍵に子どもの手が届く。

✕ 悪い例

掃き出し窓

鍵に子どもの手が届いている



○ 良い例

掃き出し窓

2個目の鍵が取り付けられている



ベランダのチェックポイント

☑ ベランダに物が置かれている。

✕ 悪い例

ベランダ

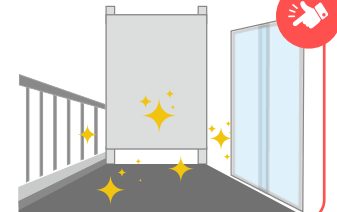
イス、プランターあり



○ 良い例

ベランダ

物が置かれていない

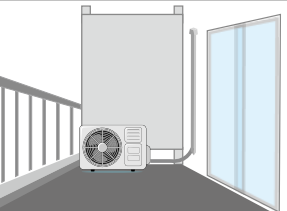


☑ 室外機がベランダ手すり壁の近くにある。

✕ 悪い例

ベランダ 室外機

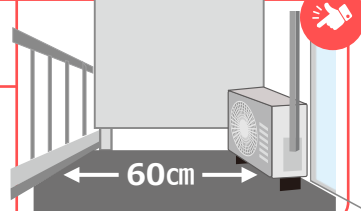
手すり近く



○ 良い例

ベランダ 室外機

・手すりから60cm以上離れている
・離せない場合には柵で囲う

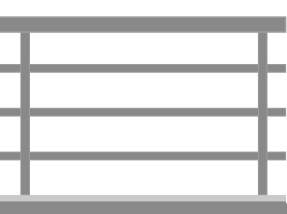


☑ 手すりの仕様がよじ登りやすい／すり抜けやすいものになっている。

✕ 悪い例

ベランダ

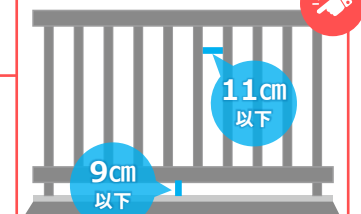
・ヨコ桟状
・子どもが手足を入れることのできる隙間



○ 良い例

ベランダ

・タテ桟状
・手すり子間の隙間11cm以下、
底面との隙間9cm以下





どのように転落してしまうの？

消費者安全調査委員会

子どもが転落に至るプロセスを動画で公開しています。

動画①



政府広報オンライン

子どもが転落しそうになる状況を動画で公開しています。

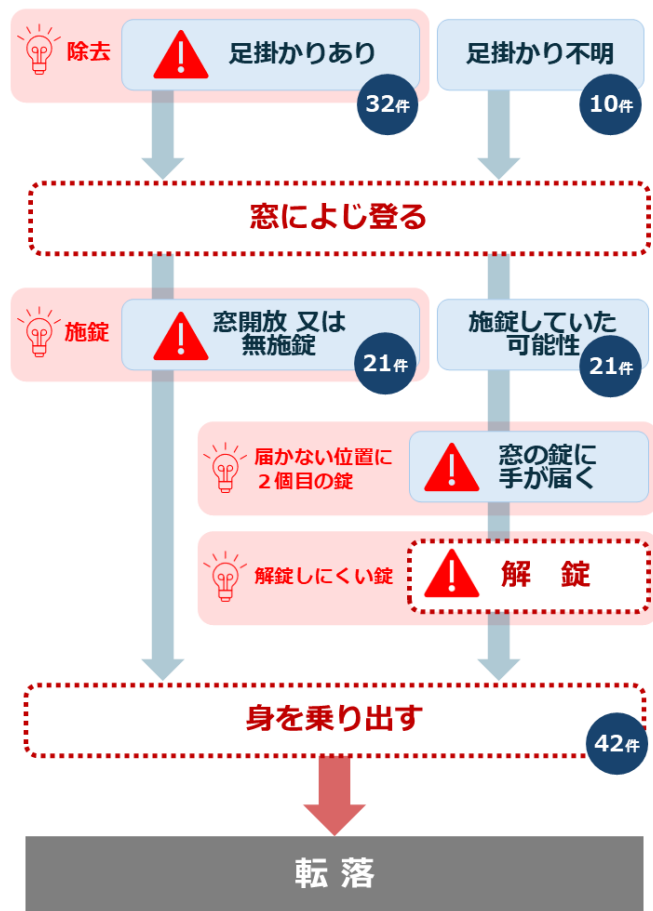
動画②



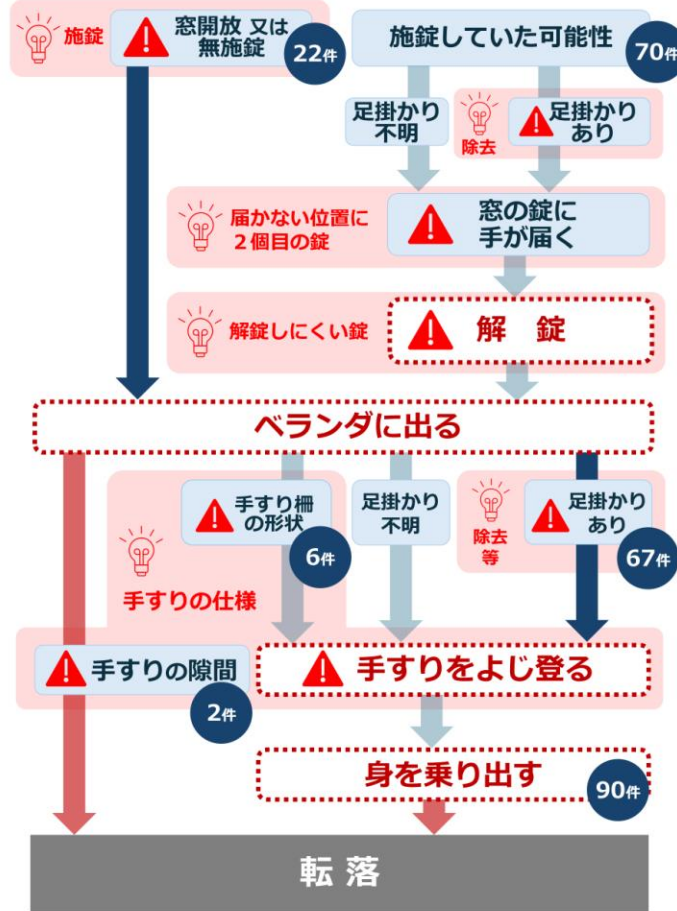
どうすれば防ぐことができるの？

消費者安全調査委員会が子どもの転落事故（134件）を調査した結果、次のことが分かりました。

窓からの転落防止策



ベランダからの転落防止策



どのような補助や製品があるの？

補助制度

- **安全に配慮した共同住宅への支援**
共同住宅（賃貸住宅、分譲マンション）の新築・改修時に、住宅内での事故防止などの安全対策を目的とした補助制度があります！
- **国や自治体の改修補助制度**
子育て世帯が安心して暮らせる住宅にするために、国や自治体の補助制度の活用を検討してみましょう！



子育て支援型共同住宅推進事業

製品

- **転落防止に役立つ製品**
キッズデザイン協議会のウェブサイトでは転落防止に役立つ製品が紹介されています。
「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」にチェックを入れ、キーワードに「転落」と入力して検索してみましょう！



キッズデザイン賞検索サイト